



新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日で法的位置付けが変更され、5類感染症となりました。これで学校での対応も一区切りを迎えました。これまでの約3年間、未知の感染症への対応においては、学園生や保護者の皆様と教職員の「命と健康を守る」ことを第一に取り組んでまいりました。学校行事・学習活動の急な中止や内容変更等への御理解と御協力に改めて感謝いたします。

5類へ変更となったからといって新型コロナウイルスが消滅したわけではありません。引き続き、これまでの感染症対策で得た知見に基づき、学園生や保護者の皆様と教職員の健康を大切に考え、徐々に新たな段階に進んでいきます。

コロナ禍以前に戻るわけではありません。教育活動の継続が難しく中止を余儀なくされた活動の再開にあたっては、教職員の習熟が必要です。また、これまでの工夫のなかで効果的だったオンライン学習等の指導方法は、これからも継続していきます。特別支援教育のプロフェッショナルとして、新たな教育活動を展開していきます。

当面変更しない感染症対策

以下の点については概ね1学期の間は継続します。夏季休業中の感染状況を見て、2学期以降の対応について検討し、お知らせいたします。

- ・感染可能期間の対応：感染者に接触のあった学園生や職員（同じ学年・学習グループ・SB）は潜伏期間内マスク着用、登下校の検温（学園生のみ）を継続します。
- ・給食時の教職員の喫食場所：別室での喫食を継続します。
- ・体調不良者の個別対応者：N95+袖付きエプロンの着用を継続します。
- ・教職員のマスク着用：原則着用（条件付き着用なし：別項に記載）を継続します。
プール入水時にはプール用マスクを必要に応じて使用します。
- ・換気方法：窓や廊下側の扉からの換気とサーキュレーターの使用を継続します。
※雨天時等は二酸化炭素濃度が1000ppm以下になるよう、授業ごとにモニターを確認し、必要に応じて換気をします。
- ・検温：サーモグラフィーの設置・B部門生は下校時（帰舎前）の検温を継続します。
- ・抗原検査：分教室拠点教職員・訪問学級教員の定期的検査を継続します。

5月15日（月）から変更した感染症対策

以下の点については、15日（月）のPTA総会において、校長挨拶の中でも触れた内容です。改めて、御確認ください。

- ・教職員のマスク着用：十分な距離（子供同士の手が触れ合わない程度）が取れば、授業で口元を見せたいときには外してもよいこととします。
- ・学園生のマスク着用：個人・保護者の判断で着用してください。
- ・学園生の給食：十分な距離（子供同士の手が触れ合わない程度）をとったレイアウトができる場合には、お互いの顔色が確認できるような向かい合った配置を可とします。黙食をしなくてもよいこととします。
- ・感染症のお知らせ：罹患の報告があった場合は、さくら連絡網で学年・グループ・バスコース等をお知らせします。

「感染症対策ガイドライン」の配布

新型コロナウイルス感染症に限らず、すべての学校感染症についてのガイドライン（R5年5月版）を配布します。御活用ください。

「健光の橋」は95号をもって、定期的な発行は終了します。
令和2年2月に特別号として第1号を発行して以来、3年間の様々な局面で、
学校としての対応を発信してきましたが、5類移行を機にその役割を終え、
今後は学校通信「光明の学び」の中でお知らせしていきます。
保護者の皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。



【担当】

副校長：藤嶋奈美

主幹教諭：伊丹真紀